

# 産業構造審議会地域経済産業分科会工業用水道政策小委員会（第17回）

## 議 事 録

日時：令和7年2月26日（水）10時00分～12時00分

場所：経済産業省本館17階第5共用会議室 及び Web 開催（Microsoft Teams）

### 議 事

1. 「工業用水道事業の経営基盤強化等に向けたワーキンググループとりまとめ」の内容について
2. その他

### 議事内容

○市川地域産業基盤整備課長

それでは、定刻より少し早いのですが、委員の方々、オブザーバーの皆さん方、皆様御出席、またオンラインに入られましたので、これより産業構造審議会地域経済産業分科会第17回工業用水道政策小委員会を開催させていただきます。

今回、事務局を務めさせていただきます地域産業基盤整備課の市川と申します。よろしくお願いいたします。

皆様におかれましては、御多用中にもかかわらず、御出席いただき、ありがとうございます。本日は、マイクロソフトTeamsを使用したウェブ会議形式と会議室にお集まりいただく形式の併用により開催をさせていただきます。

来所された皆様におかれましては、当小委員会はペーパーレス開催とすることから、配付させていただいたiPadから資料を御覧いただきますようよろしくお願いいたします。操作等に不明な点がございましたらお申しつけください。

Teamsから御参加の委員の皆様は、Teamsへの投影、もしくは事前にお送りしている資料を御覧いただければと思います。また、Teamsで御参加の皆様は、カメラは常にオンにいただき、マイクは御発言のとき以外はミュート、オフの状態としていただきますようお願いいたします。

開催に先立ち、事務局を代表しまして、地域経済産業政策統括調整官の宮本から一言御挨拶を申し上げます。

○宮本地域経済産業政策統括調整官

ただいま紹介いただきました宮本でございます。昨年7月に着任いたしております。

前回まで、それからそれ以降、ちょっと振り返らせていただきますと、この小委員会自体は、昨年は3月、6月と2回開催させていただいておりまして、その中で工業用水の老朽化対策をしっかりと進めていかなければいけないという問題意識の下で、工業用水事業者による経営基盤の強化に向けた取組をしっかりと進めていこうという議論が行われたと理解しています。

それを踏まえまして、その後、昨年9月にこの小委員会の下にワーキングを立ち上げさせていただいて、そのワーキングをその後、4回ほど開催させていただきまして、昨年12月にワーキングとしてのとりまとめを行わせていただいたということがございました。

そのワーキングの中でどんなことを議論してきたかということを簡単に紹介させていただきますと、今後、多くの工業用水事業が本格的な更新時期をどんどん迎えてくるということになっています。これは八潮の、あれは下水道ですけれども、ああいう事故とかもいろいろ起こるようなことになると大変なことになりますので、事前にしっかりと対応していくということが必要だろうということで、それぞれの施設ごとにいつ設置されたか、どの程度老朽化しているか、こういったことを踏まえながら今後の更新の計画をしっかりと計画的に進めていく必要があるだろうということが考えられたわけですが、そのときに何を留意すべきかというようなことが議論されました。

その中でも特に大きくトピックとして取り上げられたのが責任水量制という施設の設置時点の考え方を基に、なかなか料金体系を変えられないような仕組みがずっと構築されていたということ。

それから、それに伴うことでもあるのですけれども、途中でユーザーの大口の撤退者が出て、それに対する対応方法も措置されていない。こういう制度、仕組みの硬直的な枠組みというようなものもあるので、これもついでにいろいろ変える必要があるだろうというようなことも併せて議論がされてきました。

あと、またそれに加えて、非常に恒常的な制度であったがゆえに、ユーザーとのしっかりしたコミュニケーションも行われていないことが多いということもありましたし、それから自治体の中で、商工部局とのコミュニケーションもなかなかされていない。この辺りも併せて改善していく必要があるだろうというような議論が行われまして、12月に一定の考え方をとりまとめさせていただいたということでございます。

本日は、そういう意味でいいますと、昨年6月以来の開催にこの小委員会はなりますので、その間に今申し上げたようなワーキングでの議論、どんな議論があったかということをこの小委員会に報告させていただくとともに、そういったとりまとめを踏まえて、さらに前進させていくとする場合には、さらに考えられる課題とか、それからワーキングの中では議論されなかったのですけれども、PPP／PFIのような民間活用の進め方も含めて、広い視点で本日は潤達な議論をいただけるとありがたいと考えています。

私からは以上でございます。

#### ○市川地域産業基盤整備課長

ありがとうございました。それでは、議事に先立ちまして、今回、委員の異動がございましたので、御紹介させていただきます。これまで本小委員会の運営に御尽力をいただいております石井委員、大瀧委員が任期満了による退任され、このたび新たに本小委員会の委員として中京大学准教授の齊藤委員、そして中央大学教授の山村委員に御参画をいただくことになりました。

また、これまで委員長をお務めいただいております石井委員が御退任されましたので、産業構造審議会運営規程に基づき、本小委員会の上位組織であります地域経済産業分科会の浜口分科会長から新たな委員長に長岡委員を御指名いただいておりますので、御報告をさせていただきます。長岡委員長、よろしくお願いいたします。

そして、本日ですが、齊藤委員が御欠席、また、現在御不在の河崎委員、山村委員につきましては、本小委員会の途中からオンラインにより御参加をされとの御連絡をいただいております。途中で御参加いただいた場合には、9名の委員に御参加いただくことになりますので、産業構造審議会運営規程に基づき、当小委員会が成立していることを御報告させていただきます。

また、オブザーバーとして、愛知県から坂田様の代理として阪野様、千葉県から高山様、総務省から石田様、日本政策投資銀行から宮川様に御出席をいただいております。

それでは、ここから長岡委員長に議事を進行していただきます。長岡委員長、よろしくお願いいたします。

#### ○長岡委員長

このたび委員長を務めさせていただくことになりました東京都市大学の長岡です。どうかよろしくお願いいたします。

冒頭に宮本統括調整官からお話もありましたが、今日の議題はワーキングで議論してきたこと、それから議論しなかったこと、PPP／PFIなどの件につきまして、委員の皆様から潤々な御意見をいただきたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

それでは、これから議事に入らせていただきますが、まず審議を始めるに当たりまして、本日の会議は原則資料を含めて公開といたしますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。それでは、公開といたします。

なお、議事録につきましては、委員の皆様にご確認を得た上で、おおむね1か月以内に公開したい

と考えておりますので、あらかじめ御承知おきいただければと思います。

それでは、議事に入ります。まずは、事務局から資料について御説明をよろしくお願いいたします。

#### ○市川地域産業基盤整備課長

それでは、御説明をさせていただきます。本日、配付資料としては、資料1から資料4、そして別添資料1、2、3、4、5、6、7という資料をそろえさせていただいております。

まず、資料2を御覧いただければと思います。題名に「工業用水道事業の経営基盤強化等に向けたワーキンググループとりまとめ」という資料でございます。

先ほど御紹介させていただきましたように、ワーキンググループにつきましては、昨年の秋口近くなってから開催いたしまして、12月末に計4回の議論を経て、とりまとめを行いました。そのとりまとめの内容について、各委員の皆様方にその概略を御紹介させていただきたいと思っております。

2ページ目をおめくりください。各論点と対応策ということでございます。ワーキンググループを開催したときに、その進め方については、まず工業用水道事業の継続的な運営を確保するための経営基盤強化等に向けた方策について、いろいろな課題についてワーキングの委員から課題抽出をしていただき、その中から特に深掘りすべき論点ということで、今般6つほど課題の提示、そしてそれに対する対応策というものをまとめさせていただきました。

まず、2ページ目の①でございます。契約水量・施設規模の見直しということで、改訂項目と書かれている今後の水需要の見通しというところを見ていただければと思います。今後の水需要の見通しにつきましては、当然ながら工業用水道事業者においては、必要に応じた施設規模の検討を行っていただくということでございますけれども、特に今後本格的な更新を迎えるに当たっては、更新時に将来の水需要の見込みを踏まえた施設規模の検討を行うに当たっては、現状及び将来における既存ユーザーの契約水量と実給水量に特に乖離がある場合には、契約水量の見直しも併せて検討を行うものとするという考え方を指針に盛り込むということにしております。

冒頭、当省の宮本からもお話がありましたように、原則、工業用水道事業者、責任水量制を取っている中で、契約水量と実給水量というものが乖離をしている場合が大きくなってきております。

そのような中で、この実給水量ではなく契約水量をベースに、今後の更新時に当たって施設規模を考えると、一方では実給水量は減ってきている、一方では契約水量に基づいて、それに伴う施設規模を確保しなければいけない。このようなことが起こり得ますというような合理的でないような施設整備の仕方ということは、やはり経営にとっても大きな影響を与えるということで、特に施設規模を変更できる、そのような大量な更新時には、まさに実給水量に合わせて、また、それに伴って契約水量の見直しも行っていきたいという方向をワーキングでとりまとめたいただきました。

2つ目でございます。新規立地を見据えた工業用水道事業者と商工部局等のコミュニケーションと  
いうことで、通知内容のところを見ていただければと思います。

以下のような、今これから御説明する通知の内容を今後、工業用水道事業者等々に経済産業省名で  
通知をしていきたいと思っておりますけれども、その中身でございます。

工業用水道事業者が将来の水需要や、また施設規模を見込む際、過剰な投資とならないように商工  
部局等とコミュニケーションを取り、商工部局等が示す、それらに関する今後の企業誘致の見通しを  
考慮した上で検討したものとする。その上で、企業誘致の見通しと実態が大きく乖離し、回収が  
見込めない費用の取扱いについては、商工部局等と十分に協議を行うこと。このような旨の通知の発  
出を考えております。

これにつきましては、工業用水道事業、当然ながら契約水量に基づいて、安定的にしっかりとユー  
ザー企業に水を供給する。その上で、どうしても余剰というか、バッファー部分を持つこともあれば、  
さらにそれを超えて、企業誘致の1つの宣伝というか、自治体を持つ強みとして一定の工業用水の給  
水能力を確保している場合がございます。

原則的に当然ながら工業用水道事業、公営企業形態での独立採算でございますけれども、この中で  
しっかりとのみ込める分においてはよろしいのかもということはあるのですが、一方で余剰の部分、  
企業誘致のために確保していた部分が非常に余剰で、これが工業用水道事業の経営に影響を与えると  
いうようなことがあるケースもございます、こういう場合には、企業誘致を推進する商工部局と費  
用負担の在り方、そしてそれを踏まえた施設規模についてもよく議論をして将来の施設規模をどうす  
るのかということをしつかりと御検討くださいというような意味を込めて、このような通知を發出し  
たらどうかというようなとりまとめを行っていただきました。

そして、③でございます。既存ユーザー撤退への対応ということでございます。撤退負担金という、  
今まで工業用水道事業において定義をしていなかった類いの費用を料金算定要領という経済産業省が  
告示として出しております料金の一般的な考え方に新たに盛り込むべきというとりまとめをいただい  
ております。

撤退負担金については、需要者の撤退等による契約解除に伴う契約水量の減量に際して、需要者か  
ら徴収するものであります。その額は現行料金の前提となっている費用及び算定期間に応じて工業用  
水道事業者が当該需要者の契約水量に基づき、施設の建設、改築、または再構築のために整備した償  
却資産の残存価値相当額を基本とします。

なお、撤退負担金の導入及び額の決定に当たっては、地域、または全ての需要者及び工業用水道事  
業の状況を十分に考慮するとともに、当該需要者の理解を得るべくコミュニケーションを行うもの  
とするというようにしております。

ここにつきましては、工業用水道事業、総括原価方式で責任水量制というのは、初期に給水のための施設整備を工業用水道事業者が行い、そこに要した費用を料金に乗せて、計画的に回収をしていくというものでございますけれども、その回収期間の途中で撤退なりをしたユーザー企業に対しては、撤退に際しての当初想定していた費用負担分を撤退時に徴収するべきではないかということで、撤退負担金という考え方を定義させていただきました。

そして④でございます。工業用水道事業者による実効性のある計画策定ということで、今後、大量の更新を着実かつ円滑に進めて、安定供給を引き続き図っていくためには、工業用水道事業の効率、効果的な経営が非常に重要でございます。

そのためには、やはり今後迫り来る更新計画、それに対応する資金計画が実効性のある計画でなければ、なかなかうまくいかないのではないかとということで、実効性のある計画策定を工業用水道事業者に求めていくべきということで、その具体的な取り組む中身について、指針の改訂、指針に盛り込むことを考えております。

主に改訂項目、4つほど考えております。まず、改訂項目①でございます。今後の水需要の見通しということで、将来の既存ユーザーの水需要については、実使用ベースの需要推計をしっかりとしてくださいということと、供給区域内外における産業立地の想定を踏まえた新規ユーザー、新規の水需要を含めて将来の水需要というものをまず見込んだ上で計画を策定いただきたいということ。

そして、これに併せて、現施設の未利用部分、余剰の部分の考え方についても計画にしっかりと盛り込んでいただきたいということを御提示させていただいております。

そして、改訂項目②でございます。更新需要の見通しということでございます。

1つ目、時間計画保全の考え方を簡易型、状態監視保全の考え方を標準型とし、簡易型から標準型への移行を推奨ということでございます。今現在も更新・耐震・アセットマネジメント指針では、時間計画保全の考え方、状態監視保全の考え方、それぞれ標準型と詳細型というようにしております。時間計画保全というのは、例えて言うと、法定耐用年数をベースに更新需要を見込むというやり方、状態監視保全というのは、実態の老朽化度合いとか、施設の重要度というものを総合的に勘案して、更新計画、更新需要を見込むというやり方でございますけれども、今後は状態監視保全の考え方を標準型として、簡易型から標準型への移行を推奨するというようなことを盛り込ませていただいております。

そして、改訂項目③でございます。財政収支の見通しも、実は現行指針においても標準型、詳細型という考え方があるのですが、この標準型というのが今まで一定条件の仮定で置いていたところ、詳細型というのは、物価上昇や金利上昇等の変動要素をちゃんと加味してくださいというものでございましたが、さらには今後、この詳細型を標準型として、経営改善に向けた取組としてのコスト

削減や、収益基盤確保をしっかりと検討した上で事業運営を可能とする収支バランスを考慮した計画を策定してくださいという御提示をさせていただいております。

そして、改訂項目④でございます。計画の見直しでございます。この更新・耐震・アセットマネジメント指針というのは、計画期間30年から40年を想定した計画でございます。一方では、この30～40年の中期計画に基づいて、10年単位の基本計画、さらには5年単位の実施計画ということで、それぞれの進捗をしっかりと計画に基づいてやれるような体系を今でもお示ししているところでございますけれども、この更新・耐震・アセットマネジメント指針の、今私が申し上げた改訂項目①から④は、30～40年を念頭に置いておりますが、10年を目途に基本計画の実績、進捗、さらには事業環境の変化をしっかりと反映していただいて、当然ながら次期の基本計画では、こういうものを反映して次期の基本計画を策定するのですが、それが中期に影響を及ぼすような事象がある場合には、中期計画もしっかりと見直しを行って、そういう意味では、絶えず、その時点、その時点における実態を踏まえた実効性のある計画の策定を求めていくということを御提示させていただいております。

今申し上げた内容を盛り込んだ計画の策定を推奨していくわけですが、推奨に当たっては、これをしっかりと取り組んでいただける1つのやり方として、私どもがやっております工業用水道事業の管路等々に対する補助金、この補助金について詳細計画の策定を補助申請の要件にするということを御提示させていただいております。

計画策定については、一定の期間を要します。一定の期間のみならず、当然ながら労力とかノウハウ、場合によっては、コスト、費用もかかります。こういうことから具体的な時期等については、後ほどまた申し上げますけれども、今後関係者と調整を行っていくということにしております。

そして、⑤でございます。4ページ目でございます。ワーキンググループ、計4回通じて委員の方から多くのお話が出たのが、やはり工業用水道事業者とユーザーのコミュニケーションが極めて重要だという御指摘がございました。工業用水道事業者は、そのユーザーというのがある程度特定されておまして、そういう意味でもやはり顔の見えるユーザーと工業用水道事業者が円滑にコミュニケーションを取ることによって、ユーザーとしては納得感のある料金設定、工業用水道事業者としては、しっかりとユーザーに理解を得た上での経営というものが成り立つと考えておまして、その上で、工業用水道事業者とユーザーのコミュニケーションを取る際に、こういう指標があると工業用水道事業者の経営状況をユーザーとしても理解ができるというような指標についてワーキングで御提示いただき、このとりまとめをさせていただいております。

大きくカテゴライズすると、老朽化、強靱化、経営ということで、例えば老朽化であれば、有形固定資産減価償却率であったり、強靱化においては施設の耐震化率であったり、経営については企業債残高対給水収益比率であったり、施設稼働率、料金回収率、このようなものの指標をユーザーとのコ

コミュニケーションに使うと非常に円滑に進むのではないかということで、こういうものを挙げさせていただいております。

これに加えて、ワーキングで御指摘をいただいて、今回とりまとめたのが、各工業用水道事業における経営状況について、当省が毎年度公表するというにしたいと思っております。

公表する中身でございます。公表する中身については、ここに掲げられているように、給水能力、管路の経年化率、施設稼働率、料金回収率、料金水準、こういうものを工業用水道事業者ごとに公表したいと思っております。ここでは概略なので書き切れていないのですけれども、こういう定量的な数値とともに、それぞれ工業用水道事業者においては、ある年にあるイベントが起こって、大きく何か数値に反映されないような、経営に影響を与えるような事象というものはあり得るという考えの下、実際にこの公表のひな形においては、定量要件に加えて、定性の状況についても盛り込むということを検討しております。

さらに、工業用水道事業者とユーザーにおけるコミュニケーションに関しては、経済産業省、私どもが現状把握を行った上で、それぞれ事業規模に応じた複数の好事例を選定、公表したいと思っております。

そして、最後6番目でございます。更新・強靱化に備えた費用の確保ということで、資産維持費という将来の更新に備えて、例えば物価が上がった際に、その部分を埋めるとか、事前に将来の更新のための費用をもらう、こういうものが資産維持費として定義されております。これは既に2013年に料金算定要領にその考え方を盛り込ませていただいているのですけれども、実態として工業用水道事業者の中で、この資産維持費の導入が2割程度と、そういう意味ではまだ導入事例が非常に少ないという現状になっております。

このような現状の原因として、大きく言われていた1つとして、資産維持費の算定方法について、どう考えて、どの水準でという具体的な検討のノウハウなりがないため、なかなか導入に二の足を踏んでいるというような御意見がありまして、そのような御意見を踏まえて、私どもが既に資産維持費を導入している事例をとりまとめて事例集として広く公表して、そして横展開することによって、資産維持費もしっかり確保すべき事業体においてはしっかり確保いただくというようなことを考えております。

5ページ目でございます。今申し上げた論点及び対応策についての具体的な対応を少しタイムラインという形で落としております。見ていただきますと、12月末にワーキングのとりまとめを行いまして、2月のとりまとめ、今まさにこの小委員会になります。この小委員会において、とりまとめ内容について御了解をいただければ、その後、今私が御説明した内容について具体的に指針に盛り込むべきものについては、指針の改訂、通知の発出については、具体的な通知の発出、公表制度については、

実際に経済産業省のホームページにおいての立ち上げ、このようなものを順次やらせていただこうと思っております、まさにここに落とさせていただいているタイミングを今のところ考えているところでございます。

以上が非常に簡単ではございますが、ワーキンググループにおいてとりまとめをいただいたものになります。

資料3というのをちょっと大部なのですけれども、見ていただければと思います。これはこの場で御説明するには大部なので、割愛させていただきますけれども、この資料3は今私が御説明した資料2を報告書形式にしたものでございます。まさに今、私が資料2で御説明した内容を文章にして落として、報告書の形に直させていただいたものでございまして、もし委員の先生方で気づきの点があれば、御指摘なりを後日でも結構ですので、いただければと思っております。

それでは、資料4を御覧いただければと思います。資料4、1枚の横書きのパワーポイントになります。継続的に検討を進めるべき論点（案）というような題名とさせていただいております。ワーキンググループ、計4回議論する中で、当然ながらそのワーキング、時間も限られていたこともあり、また、年末にとりまとめるという、まず日程ありきで、かなり急ピッチで御議論いただいたため、細部について議論がし切れなかった部分、また、そういう意味では大きい課題ではあるのだけれども、その課題について議論が深められなかったものがございました。

今後1回、このワーキングはワーキングでとりまとめをさせていただいた上で、さらには継続的に検討を進めるべき論点ということで、その論点案を御提示させていただいております。3つほど提示させていただいております。

1つ目が実効性のある計画策定に向けた制度設計で、先ほど御説明した④に対応するところでございます。まず1つ目といたしましては、工業用水道事業費における申請要件ということで、先ほど計画策定のインセンティブとしての工業用水道事業費補助金の詳細計画の要件化という御説明をさせていただきましたけれども、そこに関わる部分でございます。工業用水道事業者に対して、実効性のある計画の策定を促すべく、再来年度以降の補助事業において、指針に基づいた計画の策定を求めるに当たって、具体的な時期等を含めた申請要件について決定する必要があります。先ほどここは積み残しましたというお話をしましたが、この点について、今後、具体的な時期等を含めた要件を決定し、この小委員会でも御了解いただければと思っております。

詳細な計画の策定というのは、工業用水道事業者の皆様方に非常に御負担をかけます。当然ながら工業用水道事業も事業規模も大きく異なっております。非常に大きく、収益力が非常に高いところもあれば、どうしても非常に小規模で経営基盤が脆弱である、人員も体制も脆弱であるというような工業用水道事業者もおられる中で、こういう方々たちに物理的に無理なことをお願いするというのは非

常にナンセンスなものでございますので、このような状況も加味した上で、どういう要件設定、その要件をいつから適用していくのかということを今後、議論を深められていければと思っております。

そしてまた、計画策定においては、やはり工業用水道事業者の皆様方には迅速に策定していただく必要があるかと思っております。これは大量の更新がもう足元に来ている中で、まずそれをしっかりやるための土台となる計画を早く策定いただき、それを実行に移していただくということが極めて重要でございますけれども、やはり詳細な計画、1つには、工業用水道事業者内での詳細な計画を策定するためのノウハウなどがやはり不足しているというお声もお聞きいたします。このようなものも踏まえて、計画策定に当たり、例示としてノウハウの提供というものを挙げさせていただいておりますけれども、計画策定の支援としてどのような支援を行うと迅速かつ円滑に工業用水道事業者が計画を策定できるのかというところの議論を深めて、具体的な方策をさらに深掘って検討できればと思っております。

2つ目でございます。デジタル・民間活用（PPP／PFI）等をはじめとした経営改善に向けた取組ということで、冒頭、当省の宮本からも言及させていただきましたけれども、やはり今後、工業用水道事業を円滑に進めていくためには、デジタル・民間活用が非常に重要になります。当然ながら人も減っていきますし、コストが上がっていく中で、デジタル・民間活用をはじめとした経営改善というものはどうしても迫られると思っております。

ワーキンググループにおいても、このデジタルや、民間活用の重要性については、委員の方からも御指摘もいただいております。そして、当然この取組について、これを進めていくことについて異論もございませんでした。しかしながら、ワーキンググループでは、これは重要ですよというところで、そこから先の時間的な関係で議論ができなかったということもございまして、具体的なPPP／PFIの導入の可能性であったり、デジタル化の推進であったり、また、それを踏まえた経営改善に向けた具体的な方策について、今後検討を行っていきたく、議題としてテーブルさせていただきたいと思っております。

そして3つ目でございます。撤退負担金にかかる詳細な制度設計ということで、先ほど撤退負担金の御説明をさせていただきました。撤退負担金、先ほど私が申し上げたとおりの考え方で、撤退時にユーザー企業からいただくべきではないかというお話でございましたけれども、では、撤退負担金として、どのような水準、どのような考え方で取るべきなのかというところについては、実はワーキングでも議論がございました。

1つ言えるのは、ワーキングでもここは確かにそうだよねというのが既に整備をした施設、設備の減価償却費でございます。ここについては、大きく異論がなかったのですが、一方では、減価償却費だけで適正なのか、妥当なのかという議論がございまして、それ以外の費用について、これを

どの範囲で考えるのかというところの議論を深めて、最終的に具体的な考え方を示していきたいということで、御提示をさせていただいております。

例えば施設規模の適正化を行って、撤退をされたとしても、どうしても直ちには減らない、また減らすことのできない固定費のようなものも存在する中で、こういうものの扱いをどうするのかというところを最後、結論まで持っていけたらいいのかなと思っております。

2つ目でございます。撤退負担金について、これもワーキングで撤退負担金を徴収した場合に、撤退負担金の扱いはどうなるのかというものが議論されました。当然ながら一括で入ってくるので、考え方によっては特別利益として当該年度にどんと撤退負担金を収入として認識するという考え方であれば、これは本来毎年度、毎年度もらうものを一括してもらっているということで、長期前受金というような形で、償却に合わせてそれを収入として認識するという考え方、こういうものもあろうかと思っておりますけれども、ここのところについては、ワーキングにおいても、総務省・石田さんにも御参画をいただいておりますが、工業用水道事業は公営企業形態でやっておりますので、公営企業の会計としても、これはどう考えたらいいのかというところは、総務省さんともよくよく御相談をさせていただきながら、かつ委員の皆様方にも御意見をいただきながら、最終的にその取扱い、こういう考え方があるのではないかということをお示しできればということで提示させていただいております。

これがワーキング4回を通じていただいた議論を踏まえて継続的に検討を進めるべき論点として、次回以降の工水小委なり、またこの下にワーキングで検討していただくのかはまた改めて私どももどういう検討の場がスムーズに議論が進むのかも勘案しながら、改めて委員の皆様方にはお諮りさせていただきたいと思っておりますけれども、事務局として、当面まずこの3つについて、今後、次回以降の工水小委で議論させていただきたいという案でございます。

一旦、資料2から4についての御説明は以上になります。

○長岡委員長

どうもありがとうございました。どうぞ。

○市川地域産業基盤整備課長

すみません、話の途中ですが、山村委員が今オンラインに入られたので、簡単にちょっと自己紹介だけお願いさせていただいて、そしてまた委員長に議事を進行していただきたいと思っております。山村先生、今つながりますでしょうか。

○山村委員

中央大学の山村と申します。

今回から参加させていただくことになりました。専門は水処理とかD Xとか下水処理とかということで、工業用水ということで、初めての分野にはなるのですが、勉強させていただきながら、参加させていただきたいと思っております。よろしくお願いします。

#### ○市川地域産業基盤整備課長

山村先生、ありがとうございました。それでは、今後、御議論に御参加いただければと思います。委員長、お返しいたします。

#### ○長岡委員長

御説明どうもありがとうございました。主にワーキングでの議論について御説明いただきましたが、資料3という文章にした形のものがあるという御説明がありましたが、後ろのほうはワーキングの資料が全部載っているということで、もしお時間があれば見ていただくとワーキングでどんな議論がなされていたかというのが分かると思います。いろいろな資料がありますので、お時間があつたら見ていただくとありがたいかと思います。

それでは、ただいまの御説明につきまして、委員の皆様から御意見をいただきたいと思いますが、事務局からの回答は、適宜の回答ではなくて、最後にまとめて御回答するというようにいたします。会場の方は挙手いただきたいと、それからTeamsの方につきましては、挙手の機能などで、お願いしたいと思います。

それでは、御意見をいただきたいと思いますが、御発言のある方はいらっしゃいますでしょうか。——といっても大体ございませんので、恒例に従いまして、こちらから指名させていただきたいと思います。

順番としましては、有識者の委員、ユーザーの委員、そしてお時間がありましたらオブザーバーの方という順番で御発言をいただきたいと思います。時間の関係もございますので、お1人3分ぐらいでお願いできればありがたいかと思います。

それでは、最初に有識者から、江夏委員からお願いいたします。

#### ○江夏委員

ありがとうございます。野村資本市場研究所の江夏でございます。

継続的に検討を進めるべき3点につきましては、大変適切だと考えております。足元の物価上昇や老朽化が顕在化している状況に鑑みると、このように先延ばしすることなく議論を深めるということ

が大切だと考えています。

その上で、個人的には、1点目の②のところ、ノウハウの提供等というところが大きな鍵になるのではないかと考えております。これは過去の様々な自治体向けの施策への支援を踏まえると、財政面での支援というよりは、やはりソフト面、例えば、この場合であれば研修とかを通じたノウハウの提供であるとか、横のネットワークの形成といったような支援のほうが未来につながると考えておりますし、何よりも自治体の方たちが、財政支援ですと、例えば地方交付税で措置されてもなかなか可視化されないというようなこともありますので、実感を持って受け止めてくださるのではないかと考えています。

ただ、いずれにせよ、自治体の方々のニーズも把握しながらノウハウ提供というか、人材育成に向けた適切な仕組みを検討していければよいのではないかと考えております。

以上です。

#### ○長岡委員長

どうもありがとうございました。それでは、続きまして、畑山委員、お願いいたします。

#### ○畑山委員

非常にうまくまとめていただいている、私も発言させていただいたところが全て取り込まれているというのは確認させていただきました。

その上で、今後の継続的に検討を進める課題というところなのですが、まずは最初の実効性ある計画策定という話はとても重要だと思うのです。今さらに、私も専門が防災なものですから、能登半島地震みたいな、ああいう大災害が起きたときに、計画自体が大きくゆがめられる事態ですよ。こちらはBCPと関係するところだと思うのですが、BCPでは捉え切れないというか、長期計画にも落とさないといけないところもあると思うので、この辺は経験者が非常に少ないところですから、ノウハウ提供というのは非常に重要かと思います。

あと、私、専門はどちらかというとデジタルとか、PPP／PFIみたいなところなのですが、デジタルは推進すべきでDX、デジタルトランスフォーメーションに至ることを考えるべきかと思っています。デジタル化の推進といってしまうと、DXの手前のデジタイゼーションとかデジタイゼーションで満足してしまいがちではありますが、やはりデジタルトランスフォーメーションまで行っていただくというのが重要かと。それをやろうと思うと、経営の中にデジタルというのをかなり入れ込まないといけないと思いますので、逆にこの計画策定の中に少しその辺のテイストが入ってくる話になるのかなと。ここはやはりノウハウが少ないところなので、うまくノウハウを持ってい

るところの情報を集めてきて、ノウハウ提供されるのいいかなと思いました。

あと、PPP／PFIで民間の活用というのは、今後は非常に重要視されてくると思うのですが、一方で、やはり公共事業としてのある程度のサービスの安定を求めるゆえに、デジタルとか挑戦的なものに少し保守的になりがちかなというところがありますので、これはできれば、もちろん民間のほうが積極的な場合もありますから一概には言えないのですが、できるだけ保守的にならないように、最新技術に挑戦していくという体制を取っていただけるとうまく話がまとまっていくのかなと思いました。

以上です。ありがとうございました。

#### ○長岡委員長

どうもありがとうございました。それでは、続きまして、山口委員、お願いいたします。

#### ○山口委員

青山学院大学の山口です。御説明ありがとうございました。

私はワーキングのほうにも参加させていただきましたので、資料2と資料4でワーキングの議論を適切にとりまとめていただくとともに、今後、継続的に検討を進めるべき論点についても、適切に整理をしていただきまして、誠にありがとうございます。

その上で2点ほど意見を述べさせていただきたいと思いますが、資料4のところで3つ挙げているのですが、まず1つ目で実効性のある計画策定ということは今後重要なのですが、やはり計画が実効性を持つためには、策定して終わりではなくて、その後のモニタリングをどうするのかということもきちんと考えておかなければいけない。

実際、こちらの別添資料3のところでモニタリングという言葉が新旧対照表のところに出てきているのですが、そのモニタリングを具体的にどうやるのかということについては、具体的に記載がない。また、こちらの資料2のほうで、今後、計画のチェックリストということで、8ページ、9ページでお示しいただいているのですが、やはり短期で定める基本計画とか実施計画については、適切なモニタリングを行う必要があると。

そういった中で具体的な項目としましては、資料2の8ページの強靱化、強靱化にかかる目標値の設定及びスケジュールを記載した上で、それが着実に実行できているのかどうかということを当然モニタリングでチェックする必要がありますし、また、9ページであれば、コスト削減策、それから収益基盤確保策、こちらも言いつ放しではなくて、それが実現できているのかということを適切にモニタリングをしていく必要があるということになりますので、やはりモニタリングの枠組みとどういっ

たひな形であるとか、実施体制とか、そういったことについても検討を進めて提示していただかないと、工水事業者としては、モニタリングしなさいと言っても、なかなかできないのではないかと思いますので、その点も今後検討していただけたらと思います。これが1点目です。

2点目がデジタル・民間活用等をはじめとした経営改善に向けた取組ということで、今後、施設であるとか管路について更新、耐震化を着実に実施していくといった場合に、やはり財政負担の平準化と、工事負担の平準化、こういったものに配慮しながら着実に実施していく必要がある。

そうしますと、当然優先順位を設定する必要があるということから、リスク分析に基づく緊急度判定を行ったり、あるいは低コストで、こういった更新、耐震化を実施していくためには、最新の工法を導入するといったことから、やはり先端技術を効果的に活用して、より一層の効率化を図っていく必要があるということから、PPP／PFIであるとか、デジタル化の推進が非常に重要だと考えています。

今申し上げた2つの点、これはいずれも今後、更新需要が増えてくれば、資産維持費の設定というのは避けられなくなってくるだろうと。そうした場合、資産維持費を設定する根拠をきちっと提示しないと、なかなか受水企業としては、追加の負担に応じにくいということがありますので、実効性のある計画もそうですし、その後のモニタリングで計画を着実に実行できているかどうかということも当然、受水企業に対するコミュニケーションで行っていかなければいけませんし、実際、工法とか更新の工事についても、こういったアプローチで効率化をしていくのかということで、そういったこともきちんと計画に入れて実践して、それを効果的にコミュニケーションしていくといったことも必要になってくるのではないかと思いますので、こういった観点も少し今後の検討に当たっては御留意いただけたらと思います。

以上です。

#### ○長岡委員長

ありがとうございます。それでは、オンラインの鍬田委員、お願いできますでしょうか。

#### ○鍬田委員

鍬田です。私から幾つかコメントさせていただきたいと思います。

まず、今回、具体的な検討をワーキングでしていただいたということで、これまで工業用水道政策小委員会では、責任水量制や料金の考え方など、なかなか柔軟に対応できていなかったところに検討していただき、かなり大きな進展があったと考えております。

その中で、少しコメントをすると、今回、アセットマネジメント等において、状態監視保全を標準

化にするというのを書かれておりますけれども、工水の施設の中で浄水施設などであれば、状態監視することは可能かと思うのですが、一旦布設した管路類に対して、状態監視するというのは難しいところであり、まだ問題があるのではないかと思います。それをうまく標準化にのせるに当たって、御検討いただければと思います。

今後のスケジュールとして、アセット、耐震指針の改訂は行われましたが、なかなかこれをすぐに実行するというか、実行しても次の予算の補助申請などには間に合わないかと思います。少なくとも2、3年はタイムラグが出てくるのだろうと思います。ぜひその辺については、事業者の実態も踏まえて補助金応募の要件などは対応していただきたいと思っています。

説明の中にはなかったのですが、耐震指針のほうで改訂されまして、大きくは水道の耐震指針の改訂が2022年に行われましたので、それを踏まえた形で改訂されたものになっています。この中で、水道の耐震指針もそうですが、これまでの耐震性能に加えて、危機耐性という性能もここの中で付記されております。

ただ、工業用水で考えると、管路網がループ化されているというような管路網ではないので、基本的にはリダンダンシーが弱い構造物であります。場合によったら、この間の八潮の流域下水管も同じですが、1本管が長々とあるようなシステムであります。ぜひこの辺のところについても、工業用水のリダンダンシーを高めるような検討も今後必要かと思いました。

最後に、これは質問ですが、資料4にありました今後実効性のある計画を進めていく上でのノウハウの提供ということの御説明があったのですが、具体的にノウハウの提供というのは、どういうものをイメージされているのかがつかめませんでした。マニュアルを整理しようとしているのか、もしくは、計画策定に当たって、アドバイザーの派遣を考えていらっしゃるのか、もしお考えがあるようであれば教えていただけるようにお願いします。

以上です。

○長岡委員長

どうもありがとうございます。それでは、オンラインの土田委員、お願いします。

○土田委員

土田です。お疲れさまです。

今回、料金算定要領に撤退負担金を追加するということが盛り込まれまして、今の時代はこういうのが必要なのかなと思います。撤退されてしまいますと、残ったユーザーに全て負担を負わせるということではできません。けれども、誰かがそれを負担しなければならないので、どこかの企業が撤退す

るという方針が出る前に、早くこういう議論をしておくべきなのかなと思います。

あと、アセットマネジメントの指針の改訂に事業の縮小も選択の1つと記載されるということで、画期的かと思います。ただ、今後の議論だとは思いますが、縮小していく上での課題、確保した水源をどうするのかとか、土地の処分をどうするのかとか、そういうものがあるかと思うので、今後、その辺の議論が進んでいけばいいのかなと思います。

あと、経済産業省で、各工業用水事業の経営状況を公表するということがありましたけれども、これも公表する目的をきちんと明確にして、ユーザーさんにその辺を分かってもらって、コミュニケーションを取っていただければいいのかなと思いました。

以上です。

#### ○長岡委員長

どうもありがとうございました。続きまして、山村委員、お願いします。

#### ○山村委員

今回、まとめていただいたものは、水道と下水道でもすごく課題になっているところで、特にダッシュボード化というか、見える化することで、みんなで課題を解決するというのが非常に重要なポイントかと感じました。

個人的に水道と工水の違いというか、考えたときに、工水の場合は産業分野が水を使ってもらう必要があって、かつ産業がちゃんと健全に儲けてもらわないといけないところもあるので、そういう企業の戦略をきちんと工水の管理者と共有して、何年間はこのような形でビジネスをしようと思っていますみたいなところを共有するようなところがあれば、将来を見据えて投資をしたり、投資を控えたりといったところも一緒に考えられるようになるのかなと思ったところがあります。

なので、このダッシュボードができて、今の状況が明確になったところで、その後に実際に事業者と会話をするというような展開が期待できるなと強く思いました。

以上、感想になりますが、ありがとうございます。

#### ○長岡委員長

ありがとうございます。それでは、続きまして、ユーザーの委員にお願いしたいと思います。柴田委員、お願いします。

#### ○柴田委員

住友化学・柴田です。私もワーキンググループのメンバーで昨年9月からとりまとめに参加しております。この4か月、今後の方針についていい議論、とりまとめができたのではないかと思います。

言うまでもなく、工業用水道は高度成長期に産業インフラとして整備されたものであり、経済が拡大していくというのが前提の制度になっているということで、まさに責任水量制の中、既存契約の水量維持が図られてきたのですけれども、その結果、今は稼働率が全国平均で5割程度とかなり低い数字になってしまっているということでもあります。

カーボンニュートラルの資源循環型への転換が図られる今後は、需要の増加だけではなくて、いかに効率的に水を供給していくかということが重要になっておりまして、高度成長期とは違った、いわば第2フェーズに入ってきたということは強く感じました。

既存の施設の大幅な更新が必要な中、いかに効率的に重点よく投資していくかが課題でありまして、この段階できちんとユーザーとの契約を見直して、施設規模を再検討して、場合によってはダウンサイジングも図り、無駄な投資をすることなく、必要箇所に、重点項目にお金をかけていくということが重要だと感じました。

資源循環型社会を目指して、水使用の合理化を今後推進していくためにも、今回の契約見直しだけでなく、その後もどんなスパンで見直していくのかということをよく考える必要があるかと思っていますし、その中で、ユーザーのほうも今後見直す契約にもきちんと責任を持ち、撤退負担金ということで、撤退の場合は償却資産の残存価値相当額を負担することになるわけですから今後の更新投資の決定の議論には、今まで以上に関心を強く持って、議論に参加していく必要があるのではないかと思います。

以上です。

○長岡委員長

ありがとうございます。河崎委員、お願いいたします。

○河崎委員

河崎です。さっき入ったもので、議論の状況がよく分かっていないのですが、ユーザー側からのコメントということで申し上げればよろしいのですよね。

○長岡委員長

結構です。

○河崎委員

今回、指針の改訂等、細部にわたって見直し等を行っていただきました。本当に座長、それから事務局の皆さんも含めて、非常に御苦労さまでした。我々ユーザーの意見にも御配慮いただいて、非常に感謝を申し上げます。

今回の改訂が実施されることで、我々ユーザーと工水事業者の皆様とのコミュニケーションがより進むのではないかと期待しています。特にユーザーとして関心が高いのは契約水量の見直しの点ですとか、あとは工水事業の将来の水需要を踏まえた設備投資とかコストダウンにも触れられておりまして、今回とりまとめられました対策を実効性のあるものにしていただくことで、工水事業者の取組に対するユーザーの理解も非常に深まることかと存じます。

そのためにも、資料4で記載されている論点をさらに深掘りしていくことは非常に重要なことと考えます。特に、私もワーキンググループのメンバーになっておりましたが、ワーキンググループのほうで議論があまり尽くされていなかったデジタルとか民間活用については、現在、上下水道の老朽化が最近、社会的にも注目されていることもあり、やはりこの辺りは特に中心に、早急に検討する必要があると考えています。

我々製紙業界は、事業規模に対して、水関連の費用の割合が非常に大きくて、工水事業への関心が非常に高いのですが、今回の改訂を会員各社に周知させていただくとともに、定期的にアンケート調査等を行い、実態調査も確認してまいりたいと考えています。また、工水事業者様の将来の水需要を高い確度で計画が策定できるように協力するように会員各社のほうには要請してまいります。

工水事業者様にはさらに負担がかかると存じますが、今回の改訂を進める中で、何か課題が出てきましたら、さらなる改善が図られることを期待しておりますし、本小委員会でも社会情勢を踏まえながら改訂の実効性を継続して注視していく必要があるかと存じます。

私からは以上でございます。

○長岡委員長

ありがとうございます。突然の指名で、すみませんでした。

それでは、お時間がございますので、オブザーバーの方の御意見をいただきたいと思います。まず、愛知県企業庁の阪野様、いらっしゃいますでしょうか。

○阪野技術監（愛知県企業庁）※坂田企業庁長の代理

愛知県企業庁の阪野でございます。

本日は発言の機会をいただき、ありがとうございます。まず最初に、これまでワーキンググループに参加して議論させていただいてきましたとりまとめの成果として、持続可能な事業運営につながるとりまとめができたことは着実な前進と感じております。本日は、今後のこれからの事項に関して、2点について発言させていただきます。

まず1点目でございます。今日の資料4になりますけれども、実効性のある計画策定に向けた制度設計でございます。計画の策定には一定程度の策定期間を要すると思われまふ。このため、特に中小規模事業体では、時間を要するということが想定されますので、計画策定の途中段階においても一定の評価をしていただくなど、配慮をお願いしたいと思っております。

次に、2点目でございます。高度経済成長期に建設された工業用水道施設は、老朽化が着実に進行しております。工業用水道施設とは異なりますけれども、高度経済成長期に建設された施設として、最近では埼玉県の下水道管路の事故がありました。

また、令和4年5月になりますけれども、愛知県の工業用水道事業の取水施設であります明治用水の頭首工の漏水事故により、長期間の取水制限が余儀なくされました。これによって生産活動にも影響が生じたところであります。

こうしたインフラ施設の事故というのは、社会活動や経済活動に大きく支障が生じます。現在の工業用水道事業の国からの財政支援は、強靱化として耐震化や浸水、停電ではございますが、今後、着実に進行していく老朽化に対しての財政支援が現状ない状況にあります。

工業用水道の全国の基幹管路は8,200キロ程あります。今後、各事業体でストックマネジメントにも取り組んでいくと思いますが、そのストックマネジメント計画に基づく長寿命化対策を含めた計画的な改築について財政支援していただけるように、今後議論を深めていければと感じております。

基幹管路や構造物の老朽化対策を一度に短期間で行うことは不可能であります。今からストックマネジメント計画に基づく計画的な改築に取り組んでいくためにも議論していくことが必要ではないかと感じております。

先ほど楢田委員さんや、河崎委員さんもおっしゃっていましたが、リダンダンシーの確保というところが重要ではないかということでありました。

愛知県からは以上となりますが、日本工業用水協会の会長という立場も仰せつかっておりますので、両方の立場で発言させていただきました。ありがとうございました。

#### ○長岡委員長

ありがとうございました。それでは、続きまして、千葉県企業局の高山様、いらっしゃいますでしょうか。

○高山工業用水部長（千葉県企業局）

千葉県企業局工業用水部長の高山です。

本日は、丁寧で分かりやすい説明をありがとうございました。本県におきましても、本日示されたとりまとめを踏まえ、持続可能な安定給水、健全経営に取り組んでまいります。私からは2点、要望等をお願いしたいと思います。

まず1点目ですが、資料のワーキンググループのとりまとめの2ページ、①契約水量・施設規模の見直しにおいて、既存ユーザーの契約水量と実給水量に乖離がある場合は、契約水量の見直しも併せて検討を行うとあります。また、資料の下には、※で契約水量の見直しは、工業用水道事業の経営に大きな影響を与えますとあるとおりのことなのですけれども、現在、本県を含めて多くの事業体が責任水量制を採用している中で、例えば契約水量の見直しに伴い減収となるため、単に料金単価を引き上げた場合、受水企業間の得する企業、損する企業ということや、新規受水への支障となり得るなど、多くの課題があると考えています。

また、新たな料金制度への段階的な移行なども検討する必要があるなど、当委員会において継続的に議論を深めていただけるようお願い申し上げます。

2点目といたしまして、同じ資料の②新規立地を見据えた工業用水道事業者と商工部局等とのコミュニケーションにおいて、回収が見込めない費用の取扱いについては、商工部局等と十分に協議を行うとの通知を発出するとしております。

この対応の考え方の1つとしてなのですけれども、一般会計からの繰入れを考えた場合、費用を収益で賄う地方公営企業の原則があることから、県民への説明が非常に困難と考えます。

そのため、一般会計からの繰入費用を地方公営企業繰出金基準に位置づけて、地方交付税等で措置されるよう、関係省庁と協議いただくようお願い申し上げます。

私からは以上です。よろしくお願いいたします。

○長岡委員長

どうもありがとうございました。それでは、続きまして、日本政策投資銀行の宮川様、いらっしゃいますか。

○宮川産業調査部長兼地域調査部担当部長（株式会社日本政策投資銀行）

日本政策投資銀行の宮川でございます。

私もワーキングに参加させていただきましたが、このたび適切におとりまとめいただきまして、あ

りがとうございました。

工業用水道事業者様の置かれている環境が自然災害の激甚化や、社会環境の観点でも物価上昇や、人口減少、特に地域での人口減少という非常に苦しい環境変化が進んでいる中で、今回のように実効性のある計画の策定、あとはユーザーと事業者様とのコミュニケーション促進というところをきちんと方向性を示せたことは、非常によかったと思います。

1点だけ、今後継続的に検討を進めるべき論点の中で申し上げたいと思ったのが、2番目のデジタル・民間活用の中の特にデジタル化というところですけども、当然ながら人手不足を考えても、デジタル化の推進は非常に重要になってくると思うのですが、デジタル化を推進するに当たって、これは事業者様に限らず、今、日本全国で起きている問題ですが、デジタル人材の不足の問題があると思っております。デジタル化を推進するための人の手当てをどうしていくのかという点や、デジタル化を横展開していけるような、何かパッケージをつくるようなことを支援していくのかなど、人的にまたはシステム構築の観点から何か支援していけるようなところがあるかについて、検討していただく必要があるのではないかと思います。

以上です。

#### ○長岡委員長

ありがとうございました。それでは、総務省の石田様、お願いします。

#### ○石田公営企業経営室課長補佐（総務省自治財政局）

総務省でございます。工業用水道事業は地方公営企業として実施されているということで、総務省として参画させていただいております。

総務省の立場から2点、コメントを申し上げたいと思いますが、1点目が工業用水道事業者に実効性ある計画を今後つくっていただくという中で、今回お示しをいただいている計画の内容に財政収支の見通し等もございますので、総務省として各地方自治体をお願いしております経営戦略の策定・改定が内容として内包されるものだと思っております。

その関係で、自治体にどういう支援をやっていくかという観点で、総務省では地方公共団体金融機構と連携して、経営・財務マネジメント強化事業という形でアドバイザーの派遣等をやっておりまして、まさに経営戦略の改定等を検討していただくに当たって、こういった事業を使っただけなのではないかと思っております。

この小委員会でも御尽力いただいた石井晴夫先生もアドバイザーとして登録いただいておりますので、水道や工業用水道事業を実施している自治体の支援に当たっていただいておりますので、こうした事

業を活用しながら、どのような形で支援をさせていただけるのか、また経済産業省さんともよく連携、調整をさせていただきたいというのが1点目でございます。

もう一点が資料4でお示しいただいております撤退負担金について、今回このような考え方が位置づけられるということに伴いまして、地方公営企業会計のルールや基準の中にどのように位置づけるのかというところを総務省としても経済産業省さんと連携して検討を深めていきたいと思っております。

その上で、①の撤退負担金がどのような性質になるのかというところと、それを自治体が経理上そのように処理するのが相互に関連する部分もあろうかと思しますので、よく経済産業省さんと相談しながら実務的な部分を今後詰めていければと思っております。

さらにもう一点、千葉県の方からお話がありました、まさに独立採算を原則とする工業用水道事業の中で、一般会計がどのような役割を果たすかという部分について、まさに独立採算という中で、企業誘致のような部分は各団体のそれぞれの実情や政策的な部分もあろうかと思っております、なかなか全国の工業用水道事業を実施する団体の標準的なものと言えるのかどうかといった部分もあろうかと思っております。そのような点も含めて、各事業者さんの実情や、どのように考えていくのかというところは、今後、経済産業省さんともよく深めていく必要があるのかなと思っております。

簡単ですけれども、総務省から以上でございます。

#### ○長岡委員長

どうもありがとうございました。いろいろコメント、あるいは質問、要望も幾つかあったかと思えます。それでは、まとめて市川課長から御回答をお願いします。

#### ○市川地域産業基盤整備課長

委員の皆様方、アドバイザーの皆様方、御意見ありがとうございます。いただいた御意見について、回答という形で、考え方を述べさせていただきたいと思えます。

まず江夏委員からございました詳細計画については、ノウハウの提供が重要というのがございました。論点の1つ目の②のところかと思えます。これはほかの委員の先生からもありました。鉦田委員からは、このノウハウ、具体的にはどういうものがあるのだというのがありました。

やはり詳細計画をつくるためには、例えば状態監視、これはどういう考え方、どういう技術があって、具体的にどうやったらより精緻にできるのか。これはなかなかノウハウがないと、まずその検討、ファクトの整理すらできないのかなと思っております。こういうところをしっかりとサポートするためには、やはり知識なり適切な知見者からのアドバイスとか、こういうものが非常に効いてくる

のかなと思っています。これは先ほど畑山委員からもありましたように、技術も非常に進歩している中で、最新技術というのは、誰もが最新情報をきっちりと理解して、それをどうやって応用できるかなどという、日々の業務がある中で、なかなか難しい点などもあるかと思います。だから、こういうところを全般的にサポートできるようなものがあるといいのかなと。

先ほどの総務省の石田さんからもお話ししたように、総務省でも公営企業の経営戦略という文脈の中で、専門家の派遣事業をやらせていただいている、こういうものも極めて重要だと思っております。私どももこれから皆様方からいろいろと具体の御意見なりもいただいた上で、どういうことがノウハウの提供であったり、技術の紹介であったり、またはコミュニケーションというか、コネクションですか、こういうものをつくっていったり、いろいろとその方策は考えられると思います。

ただ、いずれにしても、まさに現場でつくるとした方が、どういうものが必要なのかというところは、私どももより詳しく、精緻に聞いていく必要があるかと思います。そういうものを含めて、本当に足りないところ、サポートを求めているところについて、しっかりと手当てができるように今後検討を深めていきたいと思っております。

畑山委員からも意見がございました最新技術の話もありました。DXまで当然行く必要があるかと思っております。ワーキングでも私どもからも考え方を示した中では、やはり詳細計画をつくる上で、DXというのは極めて重要だという理解の下、では具体はどのような進め方、どういうやり方というところが、そういう意味では議論ができておらず、がゆえに、今後このところを深掘りした上で、より具体的なDXに向けたどういう方策を取り得るのか、そのようなことをしっかりとまとめていきたいと思っています。

あと畑山委員からは、計画策定が非常に重要と。能登などでも大きく計画が狂うことがあります。その計画が狂った中で、それを現状に合わせてまた見直していかなければいけない。それを中長期の計画にまたフィードバックというか、戻していかなければいけない。こういうものも非常にノウハウが必要だということで、やはり計画策定支援、先ほどの詳細計画もそうですけれども、計画策定支援といっても、計画のどこをどういう支援、どういう人が支援をするのかというところは、もう少し丁寧に分類をして、整理をして、サポート体制というか、ノウハウのところをノウハウの伝授なり、サポートなり、こういうところをもう少し具体化をしていきたいと思っております。

山口委員からございました、これはワーキングのときからも御指摘をいただいております。実効性の計画、これは策定させるだけではなくて、つくった後のモニタリングがむしろ重要だというお話がございました。これは私どもも非常に重要だと思っております。もともとこの詳細計画というのは、ともすれば、実態と非常に乖離していつてしまう。これだと計画をつくった意味がないので、まず策定段階から可能な限りより精緻な計画をつくって、実効性を持たせましょうという考え方で、この詳

細な計画への推奨としたわけでございますけれども、モニタリングもそういう意味では両輪だと考えております。

モニタリングについても、ワーキングの議論では、まさに公表制度、毎年の公表のところで、その数値なり定性条件、こういうことを追うことによって、ちゃんと計画と整合しているかというところは、一応チェックできる材料は、こういう中にも盛り込んでいるかなと思っているのですけれども、今日の山口先生の御指摘ですと、より事業者にモニタリングのひな形みたいなものが、こういうものがあつたほうがやはりいいのではないかというお話がありました。

そういう意味では、実効性のある計画策定に向けた制度設計の今後検討すべき論点、こういう中にも当然関係するものでございましたので、入れ込ませていただいて、モニタリング、今回ワーキングでとりまとめていただきました数値の公表、その数値をしっかりと拾って、毎年定点観測していくというものに加えてどういうものがあるといいのかというところは、ここはまた引き続き議論をさせていただければと思っております。

そして、鉦田委員からございましたノウハウの提供の部分、これは先ほど申し上げたとおりに、まず1つは、先ほど総務省さんからも御紹介があつた専門家の派遣制度というものがございます。ただ、ノウハウの伝授、ノウハウをしっかりとそこに根づかせるというところまで考えると、これは人材育成に関わる部分でもあろうかと思っております、これは江夏先生がおっしゃった、研修制度とかも有効ではないかというようなお話もございました。まさにこういう点、何が必要なのかというところを今後具体化していきたいと思っております。

ちょっと先取りして、鉦田先生から御発言がありました。鉦田先生におかれましては、耐震指針のところについて御示唆いただきまして、大変ありがとうございました。これは後ほど御説明しますが、今回、耐震指針のところもちょっといじっております。耐震のところについては、実は工水小委では議論をしておりません。したがって、今回、耐震・更新・アセットマネジメント指針を変える際に、アセットマネジメント指針については改訂するので、それに併せて、例えば耐震指針の水道のところを、水道の各種規定、ガイドライン、こういうところをそのまま引用しているところについて、そのまま引用しても問題ないようなところについては、ある意味、機械的に改正を行わせていただいております。

今日のお話を聞いても、それに加えて、やはりこれだけ災害が大規模化、頻発化してくる中で、耐震のところもどのタイミングでまた工水小委にお諮りをするのかというのはありますけれども、こういうところも上水や下水などの検討状況も見据えながら、工水小委でも耐震の指針なりを見直して、耐震の対策の在り方とかは必要があれば、少し御議論をしていきたいと思っております。

いずれにしろ、今の段階では具体的なことについて申し上げる段ではございませんが、当然ながら

テークノートさせていただいておりますし、ここのところについても重要な問題だと認識しております。

次ですね、土田委員からいただきました中で、工業用水道事業者の経営状況について、公表する目的、意図をしっかりとユーザーに周知すべきというのがございました。これはワーキングでも、今回のこれも含めたワーキングのとりまとめについても、特に業界団体のオブザーバー、委員の方からは、必要があれば説明会をやってくれというようなお話もございました。

ちょっと今手が回っていない状況ですけれども、業界団体、業界の方々向けに必要があれば、私どももししっかりと御説明をさせていただきたいと思っておりますので、これはユーザー団体ともまた別途御相談をさせていただければと思っております。

山村先生、ありがとうございます。いきなり途中で御参画いただいて、意見を求めてということで、大変失礼いたしました。やはり見える化のところ、企業と事業者とのコミュニケーションを密に持って、今後の水需要なりを見込むのに、しっかりと前もって議論をしていくことが必要という御意見をいただきました。まさにワーキングでも繰り返しでございますけれども、その点が極めて重要ということで、これは有識者の方々もそうですし、ユーザーサイド、そして工業用水道事業者、両サイドからここの重要性については、改めて再認識ができたということかと思っております、今後は今回とりまとめた内容を基に、それが実践できるような方策もいろいろと活用いただいて、コミュニケーションがさらに密に図られる、そのような仕組みづくりができればいいかなと思っております。

柴田委員からユーザーとのコミュニケーションが重要。これも同じでございます。契約水量や施設規模も当然ながらよく議論をしていただくということかと思っております。そのための一定の方策についてワーキングでとりまとめをさせていただいたのかなと思っております。

河崎委員におかれましても、ユーザーとのコミュニケーションの重要性を御指摘いただきました。また、災害についての対応としてもデジタルや民間活用も非常に重要というお話をいただきました。これについては、申し上げているように、これからデジタル・民間活用のところの議論を深めていきたいと思っております。

愛知県さん、いただきました。計画策定に時間を要する。これは私ども当然ながら認識した上で、どういうやり方、どういう導入時期がいいのかというのは御相談させていただきながら進めていきたいと思っておりますけれども、一方で、計画策定があまりにも遅れると、これはあまり意味がないのかなと思っております。大量な更新時期、これは老朽化も含めてなのですけれども、迫っております。なので、当然ながら実態が実情に応じて、柔軟に補助要件なりを時期も含めて検討していくというのはございますけれども、そういう意味では、例えば5年、10年単位でというのもなかなか悩ましいところがあるかなと思っております。

計画策定の途中のところでの評価については、私どももそこまで検証し切れていません。これがちゃんと実効性のある計画策定、そしてその実施につながるのかどうかというところの一定の蓋然性があれば、それも十分案になり得るのかなと思いますけれども、いずれにしても、このところをちょっと私どもの中でも検証させていただき、そして御議論させていただいて、最終的に決定ができればと思っております。

そして、千葉県さん、いただきました。いただいた中では、一般の繰り出しは県民への説明がなかなか困難という御指摘。これはその場で対応されるというお立場からすると、大変ハードルが高いと思っております。

一方で、私どもが今回提示したのは工水事業者、工水事業は基本的には独立採算、その上で、県全体として企業誘致、いわゆる産業政策として工業用水の保持を一定程度するというようなことで、まさにこの保有、一定の余剰のところは、産業政策、地域の活性化政策、こういうための支援だというような議論もぜひ県庁内、また県庁外も含めて進むと私どもが当初想定しているようなとりまとめの中身になるのかなと思っております。

いずれにしろ、まさに県民の方々たちと直接対面する皆様方には何を言っているのだというお話もあろうかと思いますけれども、こういう点も御理解いただけると大変ありがたいと思っております。

宮川委員からデジタルのところについての言及がございました。デジタル人材が重要と。これも先ほど江夏委員はじめ、デジタル化を進めるため、詳細計画についても策定するため、デジタル、P P P / P F I の検討も含めた詳細な計画策定、計画策定には当然ながら詳細な検討ができる人材が必要ということで、やはり人材育成のところは、今後の議論の大きなアジェンダかなと、議論の1つかと思っております。

やはりどこの事業者も、工業用水道事業者も人が減っていく中で、これをしっかりと動かしていくためには、一定のデジタル、D X化も必要でしょうし、民間の活用も必要になります。最新技術の導入も必要になろうかと思います。

いずれにしろ、こういうものの知見を持った人がいないと、なかなか実効性のある取組にはなっていないのかなということがありまして、この点については、また引き取らせていただいて、次回以降の審議会なりでしっかりと議論ができればと思っております。

最後、総務省・石田さん、ありがとうございます。よくよく連携を取らせていただいて、よりワーキングのとりまとめ内容がしっかりと実現できるように、ひいては工業用水道事業がしっかりと公営企業として健全な事業活動が継続できるように引き続き協力させていただきたいと思っています。

一旦、以上になります。

○長岡委員長

どうもありがとうございました。委員の皆様から非常に活発な御意見ありがとうございます。私からのコメントをすることになっているのですが、私は実はというか、一昨年ですか、ある工業用水事業体の料金改定と、あとはダウンサイジング、管路の耐震化、それから撤退の問題も全部含めて議論した機会に入っていたことがございまして、今回の内容もかなり含まれている内容なのですが、そこで非常にうまく全ての課題を解決したという経験がございます。

やはりいろいろノウハウの提供とかあると思うのですが、これから大切なのが資料2でいうと、5ページの今後のタイムラインというところなのですが、事例集の作成は非常に期待するところがあります。いろいろな課題に取り組んだ工業用水事業体の好例はたくさんあると思いますので、まだ取り組んでいないところの工業用水事業体が参考になる事例というのはあると思いますので、この辺の事例集の作成は、私は非常に期待しております。ノウハウも、そういうところから各事業体が学んでいろいろ取り組まれるということを非常に期待したいと思っております。

今回も資料4で、今後の論点、まだまだやるべきところが残されています。ワーキングも4回でかなり集中的に議論して、ユーザーにかなり寄り添ったような結論が出ていると思いますし、工業用水事業体にも配慮した、非常にバランスの取れた結果が出ていると思いますので、ぜひこれから資料4の積み残した論点について、経済産業省におかれましては、ぜひこれからもいろいろな各ユーザー、あるいは事業体、有識者の皆様、そういう方々の協力を得て、こういう課題に取り組んでいただきたいと思っております。

そういう意味では、今回の⑤、経済産業省におかれまして、経営状況を毎年公表するということなのですが、逆にこういうところを公表していなかったのだなと思うところがあるのですが、ますます工業用水事業のとりまとめ役として、経済産業省の役割が非常に大きくなると思いますので、ぜひ今後公表、あるいは各事業体からの要望、そしてユーザーからの要望、それを全部とりまとめるとりまとめ役として大いに期待したいと思っております。

簡単ですが、私からのコメントとしますが、委員の皆様、オブザーバーの皆様で、まだちょっと言い足りなかったこと、さらに何か発言したいということがあればお受けしますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

（「なし」の声あり）

それでは、ありがとうございます。今回の委員、オブザーバーの皆様からの様々な意見がございましたが、ワーキンググループでのとりまとめ内容、そして本日の議事について、工業用水道政策小委員会で御承認いただきたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。それでは、本内容で御承認いただきました。ということで、ありがとうございます。今後は事務局で各取組について、繰り返しですが、ぜひ進めていただきたいと思っております。

それでは、市川課長に進行をお返しいたします。

#### ○市川地域産業基盤整備課長

委員長、ありがとうございました。まだちょっとお時間があるので、工業用水道を含む国土強靱化における政府の動きについて少し情報提供したいと思っております。

別添資料1を見ていただければと思います。国土強靱化における工業用水道事業の動きということで、国土強靱化対策というのは、今政府で工水のみならず、いろいろな重要インフラとかについて、政府としてそのインフラ等の強靱化を図るための対策をとりまとめて、基本的にはその対策に沿って強靱化を進めているところでございます。

2ページ目を見ていただきますと、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策というのがございまして、実は閣議決定された政府の対策でございすけれども、令和2年に閣議決定、この対策をまとめて、令和2年から7年度までの対策期間、その間に工水事業を含む、それぞれ強靱化を図るべきインフラについてKPI、目標値を定め、そこに向けて国の各種支援を講ずるということ、そういう取組を進めておりましたが、工水については、管路の耐震化、浸水対策、停電対策を加速化対策では強靱化を図るべき対策として位置づけ、推進を図ってきたわけでございます。

一旦、2025年度達成目標というのを置いておりました。それぞれ耐震化、左のほうを見ていただきますと、BCPの策定率とか、実際に管路の耐震化率、真ん中の浸水対策を見ていただきますと、浸水対策のBCPの策定率、そしてそれを踏まえた対策等々、こういうものがございまして、ちょっと見ていただきますと、なかなかどこも目標を達成できない、目標を超えることができなかったという結果になってしまいました。この5か年対策、今申し上げましたように、今年度末で一旦対策期間が終わります。

今政府内で次期の強靱化に向けた取組、その枠組みの検討をしているところでございまして、3ページ目を見ていただければと思います。右上にあります国土強靱化推進会議というのは、有識者や関係省庁が入った会議体、内閣府に設けられており、関係する省庁がそれぞれ参画をしていると。

ここでお示ししているのは、その会議が令和5年10月に開催されたときに提示された資料でございすけれども、この国土強靱化自体は、国土強靱化基本法という、強靱化の理念、その取組の方針の理念の下にまとまっております基本法というものがございまして、これに基づいて国土強靱化計画という非常に幅広い分野を対象とした計画がつくられております。実際に、この計画の内容に沿って、

実は平成30年から令和2年までの3年間は3か年緊急対策、その後継として、今年度、計画期間を終了します5か年加速化対策。実はその後、実施中期計画というものを策定するということになっております。

今までの加速化対策ということで、いわゆる政府の閣議決定で決まっていた対策を、これから次期の取組については、国土強靱化法という法律に基づいて、法律に規定された法定計画に格上げをして、さらに強力に政府としても国土の強靱化を進めていきたいと思いますというような流れになっているところでございます。

次のページを見ていただきますと、今この次期の計画に向けて、5か年計画の取組の評価なりを行って、そういう評価なども踏まえて、次期の計画のどういうものを重点的に支援していくのか、また、目標値をどうするのか、そのようなものを今進めております。

6ページ目を見ていただきますと、今後の進め方ということで、実は直近でいうと、真ん中ぐらいのところですか、2月5日に国土強靱化推進会議が開かれました。今、私が申し上げたように、5か年の加速化対策の評価、さらには今後策定を予定している実施中期計画の素案が提示されたところでございます。

この素案について、最終的に今各省庁、関係省庁でいろいろ調整しておりまして、3月には素案の成案を得て、そして4月以降、パブリックコメントにかけて、6月ぐらいに閣議決定をして、法定計画としての実施中期計画が成立するということになっております。

もう一つ、別添資料2の資料7を見ていただければと思います。これが2月に開催された会議で、次期の計画でございます。国土強靱化実施中期計画の策定方針というものでございます。「はじめに」から始まって、国土強靱化を図るためのいろいろな思想、考え方がつらつらと記載されているのですが、特に関心3ページ目を見ていただきますと、一番上です。3. 更なる国土強靱化に向け重点的に取り組むべき施策というものを掲げております。これは大きく、重点的に取り組むべき考え方とともに、4ページ以降、具体的に取り組むべき内容が記載を列挙されているところでございます。

それぞれどういう観点での強靱化というものをカテゴライズしていて、例えば4ページ目の頭のところを見ていただきますと、気候変動に対応した流域治水対策の推進という観点で強靱化を図る。その下の南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝、千島海溝、それぞれの地震対策の推進というのがある。

そのような中で、5ページ目を見ていただきますと、上下水道システムの耐震化をはじめとした耐災害性の強化という項目があって、ここに重点的に取り組む取組の1つとして、工業用水道施設の耐震化というものを盛り込ませていただいております。

来年度以降、この工業用水道事業の耐震化というところを踏まえて、私ども特に財政的な御支援と

か、このようなものはしっかりと図っていくと考えているところでございます。

工業用水道施設の耐震化、最後、「等」でくくられているので、実際はこの計画策定ができた後、個別の事業をどういうものを事業化して、補助事業なりに落とし込んでいくのかというのはまだまだこれからなのですけれども、1つはこれを根拠に工業用水道事業の耐震化を引き続き図っていくというようなことになっております。

また、今申し上げましたように、先ほどのスケジュール感でいうと6月に出来上がりますので、多分次回の工水小委のときには、最終的に策定された強靱化に向けた実施中期計画の中身について、また詳細を御報告したいと思っておりますが、一旦、今ちょうど次期の実施中期計画の策定段階なので、進捗までに御報告をさせていただきます。

以上になります。

ありがとうございます。それでは、本日は、委員、オブザーバーの皆様におかれましては、年度末の御多用中、本委員会に御参画、様々な御意見を賜り、誠にありがとうございました。

以上をもちまして本日の議事は全て終了いたしました。これにて産業構造審議会地域経済産業分科会第17回工業用水道政策小委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

——了——